

令和3年6月

労働者派遣事業に係る情報の提供

株式会社セレス

〒270-1165 千葉県我孫子市並木五丁目6番13号

TEL 04-7183-5711

URL <http://ceres.jp/>

一般労働者派遣事業 許可番号 派12-300467

許可年月日 平成19年3月1日

労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律
(労働者派遣法) 第23条第5項の定めにより、下記の通り情報を提供します。

報告対象期間 令和2年度

①派遣労働者の数 15人

②派遣の役務の提供を受けた者の数(期間中に派遣した事業所の数) 1件

③労働者派遣に関する料金の平均日額(8時間換算、含消費税) 39,000円

④派遣労働者の賃金の額の平均日額(8時間換算、含通勤費) 27,258円

⑤マージン率 $(③ - ④) \div ③$ 30.1%

⑥法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定あり

対象となる派遣労働者の範囲: 試験(実験)補助の業務に従事する従業員

労使協定有効期間の終期: 令和4年3月31日

⑦教育訓練に関する事項

・安全衛生教育(薬品・ガス取扱講習)

(OFF-JT、労働者費用負担なし)

以上